

北監第19号
令和3年6月2日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

定期監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 安 藤 哲 雄

対象事項及び範囲

- ・収入・支出に関する事務全般について

実施日時

令和3年7月7日（水） 午前9時30分

実施場所

北方町役場 委員会室

基本方針・着眼点

- ・調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
- ・調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・支出負担行為は法令等に違反しないか。
- ・不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。
- ・その他経費を節減できるものはないか。
- ・その他関連事務全般について

提出資料（各3部）

収入・支出伝票等関係書類

出席依頼者氏名

担当課長、担当者

北監第 22 号
令和 3 年 7 月 14 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横山 治

定期監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を執行したので、同法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第199条第4項による定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 安 藤 哲 雄

対象事項

収入・支出に関する事務全般について

実施日

令和3年7月7日（水）

実施場所

北方町役場 委員会室

監査の結果

今回の定期監査では、令和2年度の例月出納検査では確認しづらい 主に100万円以下の収入・支出について監査した。その内容については、福祉子ども課関係では、子ども食堂の契約及び委託関係、介護保険等について、教育委員会関係では委員報酬や新入学児ランドセル等について、他の課の関係では町税の延滞金等について疑義があり、担当者から資料を確認し説明を受けたところ、明確な回答が得られた。

その他については、調査した伝票等の範囲では、概ね適正に執行されていることが確認できた。